

「トラパパ特別休暇制度」の新設について

機械工具卸売商社のトラスコ中山株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：中山哲也）は、令和 7 年 4 月 1 日（火）より、男性の育児休暇取得推進のために、子供が生まれた従業員に特別休暇を最大 20 日間付与する「トラパパ特別休暇制度」を新設します。

■「トラパパ特別休暇制度」の概要

当社では、従業員がより良いワークライフバランスを実現できるよう、育児支援に積極的に取り組んでいます。この度新設した「トラパパ特別休暇制度」では、子供が生まれた従業員に子供が 1 歳になる月末までの期間に、育児目的の特別休暇を最大 20 日間付与することで育児休暇の取得を後押しし、従業員が育児に参加しやすい環境を整えることを目的としています。特別休暇(有給)の付与となるため、制度の利用により給与の支給を得ながら育児を行うことができます。

当社の育児休業制度利用者数は女性の 80.8%に対し、男性は 40.7%となっています（2024 年 12 月末時点）。男性の取得率は他社と比較しても低くはなく年々高まりつつあるものの、女性と男性との取得率の差はまだ開きがある状況です。取得が進まない背景として、取得回数の制限や期間、収入面の不安が原因のひとつとなっていることから、今回の「トラパパ特別休暇制度」によりこのような要因を緩和し、男性の育児休暇取得を応援していきます。

また、当社の育児休業制度は、子供が 1 歳になるまでの法定育児休業期間終了後も、子供が満 3 歳到達後の月末まで休業することができる制度となっており、他にも妻の産前 1 週間から子どもが 1 歳 2 ヶ月になるまでの期間に取得できる「サポート休暇」など、男女ともに活用できる様々な独自の制度を設けています。今後も長く働きやすい企業づくりを進めてまいります。

|        |                   |
|--------|-------------------|
| 対象     | 全社員、全パートタイマー      |
| 日数     | 1 子につき、最大 20 日    |
| 取得方法   | 一括・分割どちらも可（日単位）   |
| 取得可能期間 | 対象の子が満 1 歳になる月末まで |

■出産・育児に関する制度について

企業の制度は『いつから導入したかが重要で、他社と同じ制度でも導入した時期によって「ころざし」の違いが現れる』と考えており、今回新設した「トラパパ特別休暇制度」以外にも早い時期から導入した独自の制度が数多くあります。社員が長く、安心して働ける環境を整えることで「気がつけば定年まで働いていた」という企業を目指すとともに、企業の成長につなげてまいります。

| 開始時期              | 制度                     | 時期  | 詳細                                                                              |
|-------------------|------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 4 年<br>(1992)  | 育児休業制度<br>(最長 3 歳月末まで) | 出産後 | 希望すれば子どもが 3 歳になった月末まで取得することができます（法定では 1 歳になる前日までの育児休業が取得可能）。                    |
| 平成 13 年<br>(2001) | 半日正社員制度                | 出産後 | 子どもが小学校 6 年生まで利用可能で、短縮する時間は最長 1 日 3 時間までです。（法定では 3 歳になるまで 2 時間短縮）               |
| 平成 19 年<br>(2007) | 育児支援手当                 | 出産後 | 10 歳未満の子どもを持つ従業員に、子ども一人につき月 1 万円を支給しています。平成 26 年（2014）からは、育児休業中の従業員にも支給を開始しました。 |

注: 表は次ページに続きます。

報道関係者 各位

令和 7 年（2025） 3 月 27 日  
トラスコ中山株式会社  
証券コード 9830

| 開始時期              | 制度         | 時期      | 詳細                                                                                 |
|-------------------|------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 27 年<br>(2015) | 産休・育休の復職支援 | 出産後     | タブレット端末を貸与し、イントラネット内のチャット「トラママ Port」で情報交換が可能。4 か月ごとに「事業所訪問デー」を設け復帰しやすいようサポートしています。 |
| 平成 31 年<br>(2019) | 育休卒業勤務制度   | 出産後     | 育児休業中の社員が安心して復職できるように、育児休業終了後、子どもが満 3 歳になるまで勤務日数・時間及び事業所勤務か在宅勤務かを選択できる制度です。        |
| 令和 3 年<br>(2021)  | サポート休暇     | 出産前～出産後 | 男性社員は妻の産前 1 週から子供が 1 歳 2 か月になるまで取得可能です。有給休暇、もしくは積休バンク制度を利用する形となります。                |